

人事院の保有する個人情報の開示の実施方法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、人事院が保有する個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

- 1 文書又は図画の開示の実施方法（(3)及び(4)については、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない場合に限る。）
 - (1) 当該文書又は図画（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、(2)に規定するもの）の閲覧
 - (2) 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 2 電磁的記録の開示の実施方法
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク（以下「録音テープ等」という。）に記録されている場合
 - ア 当該録音テープ等を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ等を録音カセットテープに複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク（以下「ビデオテープ等」という。）に記録されている場合
 - ア 当該ビデオテープ等を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ等をビデオカセットテープに複写したものの交付
 - (3) (1)及び(2)に該当しない電磁的記録のうち、人事院が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により開示を行うことができる場合
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 3 1及び2の方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。